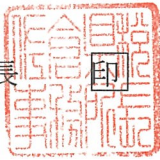


公 示 送 達 書

令和8年8月3日

千葉県佐倉県税事務所長



地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏名又は名称	書 類 名	備 考
O k i n a w a E n t e r p r i s e s	督促状	所在不明のため

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記の書類の送達があったものとみなされます。